

平成 20 年 12 月 19 日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛  
(コード 3890 大証第2部)  
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久  
(TEL 06 6933 1805)

## 当社の完全子会社化のための定款の一部変更等および 全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、平成21年1月29日開催予定の定時株主総会および普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### ・当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更（定款一部変更の件AおよびB）

#### 1．定款一部変更の件A

##### (1) 変更の理由

株式会社ゼネラルホールディングス（以下「GHD」といいます。）は、平成20年9月4日から平成20年10月20日まで当社の普通株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、同社の平成20年10月21日付プレスリリース「ゼネラル株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」で公表されておりますとおり、平成20年10月27日（決済日）をもって、当社普通株式14,026,400株を保有するに至っております。なお、同社保有の当社普通株式に係る議決権の数は、平成20年10月31日現在における総株主の議決権の数14,395個の97.44%であります。

GHDは、本公開買付けに係る公開買付届出書等において表明しているとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

また、当社としても、平成20年9月3日付当社プレスリリース「株式会社ゼネラルホールディングスによる当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、厳しい経営環境が続くなか、主力商品であるOA関連業界では関連機器の技術革新により商品の多様化と短命化が進み、競争のより一層の激化が想定されます。また、トナーカートリッジのリサイクルビジネスにおきましても、消費者の環境保護意識の定着等によりリユースカートリッジの普及率は向上しておりますが、今後品質による商品差別化が進み、更なる価格および品質の競争が求められる状況となっております。このため、当社は事

業の選択と集中に関する一層の機動力の強化、成長の見込める既存事業および新規事業への迅速な経営資源の投下等、抜本的な事業改革が喫緊の経営課題と認識しております。ただし、かかる抜本的な事業改革を実行する過程では、一時的にせよ企業規模の縮小や業績の悪化が見込まれ、また、それらは当社の業績のみならず、当社の株主の皆様方に対しても短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。そこで、当社が、中長期的に企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な改革を機動的に実現するためには、短期的な業績に左右されることなく、株主、経営陣および従業員が一体となってかかる抜本的な事業改革に取り組む必要があると考えました。このため、抜本的な改革を実施した上で、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、GHDによる公開買付けならびに完全子会社化することについて、賛同の意見を表明したところであります。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法により当社がGHDの完全子会社となることといたしました（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第171条ならびに上記 および による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社の種類株式を交付します。この際、GHD以外の各株主に交付される当社の種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件Aは、本定款一部変更等のうち を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記 .「全部取得条項付株式の取得」でご説明いたしますとおり、上記 における全部取得条項付普通株式の取得対価はA種種類株式としております。

会社法第171条ならびに上記 および による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、上記のとおり、GHD以外の各株主に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

株主に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却

し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社A種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に580円（GHDが当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更の件Aは、本定款一部変更等の として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

株券電子化に伴う定款変更後の定款（注）	追 加 変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行する株式の総数は4,800万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行する株式の総数は4,800万株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は4,000万株、A種種類株式は800万株とする。</u></p> <p>第6条の2（A種種類株式） <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第8条（単元株式数） 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、<u>A種種類株式については、1株とする。</u></p> <p>第18条の2（種類株主総会） <u>第13条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

(注)本書日付当社プレスリリース「定款一部変更のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、平成21年1月29日開催予定の定時株主総会において、定款一部変更の件Aに先立って、株券電子化に伴う定款一部変更の件を付議することを予定しております。

## 2. 定款一部変更の件B

### (1) 変更の理由

定款一部変更の件Aでご説明いたしておりますとおり、当社が中長期的な企業価値の向上を図っていくためには、GHDの完全子会社となることが最善の方法であると判断しております。

定款一部変更の件Bは、本定款一部変更等のうちとして、定款一部変更の件Aによる変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生により、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等のその後、株主総会の決議によって、当社は株主(当社を除きます。)から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の)、当該取得と引換えに当社が株主に交付する取得対価は、定款一部変更の件Aにより設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主に交付するA種種類株式の数は、GHD以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000025802株としております。

なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生日は、平成21年2月20日といたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更の件Aの変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力発生は、定款一部変更の件Aのご承認が得られること、および普通株主による種類株主総会において定款一部変更の件Bの追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件といたします。

(下線部分は変更箇所)

定款一部変更の件Aによる変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	<u>第6条の3(全部取得条項)</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000025802株の割合をもって交付する。</u>

## 3. 定款一部変更の件AおよびBに関する日程の概略(予定)

上記定款一部変更の件AおよびBに関する日程の概略(予定)は以下の通りです。

定時株主総会および普通株主による種類株主総会開催日	平成21年1月29日(木)
定款一部変更の件Aの効力発生日	平成21年1月29日(木)
定款一部変更の件Bの効力発生日	平成21年2月20日(金)

## ・全部取得条項付普通株式の取得

### 1．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記定款一部変更の件Aでご説明いたしておりますとおり、当社が中長期的な企業価値の向上を図っていくためには、GHDの完全子会社となることが最善の方法であると判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうちとして、会社法第171条ならびに定款一部変更の件Aおよび定款一部変更の件Bによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主に対し取得対価を交付するものであります。

定款一部変更の件Bによる変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、定款一部変更の件Aにおける定款変更案により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は0.0000025802株とさせていただきます。この結果、GHD以外の各株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合に、株主に交付されることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項および第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、各株主が保有する当社普通株式数に580円（GHDが当社普通株式に対して本公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 2．全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに定款一部変更の件Aおよび定款一部変更の件Bによる変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000025802株の割合をもって交付します。

#### (2) 取得日

平成21年2月20日といたします。

#### (3) その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件Bに定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成21年1月30日から平成21年2月15日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成21年2月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することはできません。

#### ・本定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款変更等の概略（予定）は以下のとおりです。

定時株主総会および普通株主による種類株主総会基準日設定 公告	平成20年10月15日（水）
定時株主総会および普通株主による種類株主総会基準日	平成20年10月31日（金）
定時株主総会および普通株主による種類株主総会招集に関する 取締役会決議	平成20年12月19日（金）
定時株主総会および普通株主による種類株主総会開催	平成21年1月29日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件 A）の効力発生日	平成21年1月29日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件 B）の通知公告	平成21年1月30日（金）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の基 準日設定に関する通知公告	平成21年1月30日（金）
整理銘柄への指定	平成21年1月30日（金）
当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成21年2月13日（金）
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成21年2月16日（月）
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付 の基準日	平成21年2月19日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件 B）の効力発生日	平成21年2月20日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付 の効力発生日	平成21年2月20日（金）

以上